

この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。

商号 株式会社ゴゴジャン

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 4-2-5 MAビル 7F

TEL:03-5844-6090

投資顧問契約の概要

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。

当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。

売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

助言内容、方法等

国内株式、金融商品取引法第2条21項及び22項に規定する外国為替証拠金取引及び有価証券指数等先物取引、有価証券指数オプションを対象にソフトウェアによる助言、またはメールマガジンによる助言を行います。

助言回数

助言の頻度は3日に1回程度から1日に20回程度の範囲で行います。

契約期間

投資顧問契約の締結日から1ヶ月間、または、1年間とし、申込及び解約は随時受け付けるものとする。

1ヶ月契約の場合、2ヶ月目以降は1ヶ月単位の自動更新とします。

※契約期間満了日までに、お客様より解約の意思表示がないときは、当該投資顧問契約は契約期間満了日翌日より、期間を1ヶ月間として現在の契約内容と同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。

分析者・投資判断者

助言者

早川 忍

報酬額について

【ソフトウェアによる助言】

月額

	商品の概要	投資顧問報酬
1	チャート表示システム	3,000 円

年額

	商品の概要	投資顧問報酬
1	チャート表示システム	19,800 円

【メールマガジンによる助言】

月額

	商品の概要	投資顧問報酬
1	メールマガジン A	4,500 円
2	メールマガジン B	24,800 円

3	メールマガジン C	29,800 円
4	メールマガジン D	5,000 円

報酬等の支払い時期、方法

会員会費*****分として、***** 円を*****にお支払いただきます。投資顧問契約を更新する場合は、契約の更新日から 10 日以内にお支払いただきます。

顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れしている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

契約の解除について

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と、投資顧問契約を締結したお客様は、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して 10 日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

また、契約解除日までの報酬はいただきません。ただし、返金の際弊社にかか

る振込手数料は実費として返金対象とはなりません。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に契約解除がなされた場合、投資顧問契約の報酬額全額をいただきます。また、1ヶ月契約の場合の銀行振込による3ヶ月分前払い投資顧問報酬については、初回お振込金額からご解約日を含む月までの月額報酬及び銀行振込手数料を引いた金額をご返金いたします。日割り清算によるご返金を行いません。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

当社への連絡方法

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

TEL: 03-5844-6090

MAIL:info@gogojungle.co.jp

禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

- 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと